ト　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力（注）
［略］	［略］	［略］
エ　直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車であつて同法第三条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この号及び別表第三号29(2)において同じ。）内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）	［略］	［略］

［注　略］

チ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないもの（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
［略］	［略］	［略］
イ　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

ト　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力（注）
［同上］	［同上］	［同上］
エ　直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車内に設置するものに限る。）	［同上］	［同上］

［注　同上］

チ　［同上］

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
［同上］	［同上］	［同上］
イ　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限る。）	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］